

**ひょうご推奨ブランド畜産物（はちみつ） 審査基準**

**1 対象食品**

(1) 品 目 はちみつ（純粋はちみつに限る）

(2) 上記（1）の要件

- ① 申請者、集みつ（飼養場所）、ビン詰め等の生産工程の全てが県内であること
- ② 「食品衛生法」など関係法規や「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」などに基づく製造、表示がされており品質を満たすこと

**2 確認事項**

(1) 個性・特長

次の事項を目安に、個性・特徴としての妥当性を確認する

- ① 特定の地域（飼養場所）で集みつされたはちみつであること
- ② 品質あるいは生産方法に特長があること

(2) 安全性及び品質の確保

次の項目の全てを履行していることを確認する

- ① 医薬品医療機器等法を遵守して生産されていること（ふそ病、ダニ対策など）
- ② 初回みつ（春一番に採みつしたはちみつ）は販売に供しないこと
- ③ 採みつ及びビン詰めなどの作業に係る責任者をおき、衛生的な生産について点検されていること
- ④ はちみつの風味を損なわないため、生産工程において60℃以上の加温がされていないこと
- ⑤ はちみつの貯蔵を適切（衛生的、冷暗所）に行っていること
- ⑥ 毎年度、生産方法から販売方法までを記載した「取組計画」を策定すること
- ⑦ 毎年1回以上、検査機関における品質（成分規格）検査を行い記録が残されていること
- ⑧ 県による科学的検証において抗生物質の残留がないこと

(3) 安心感の醸成

次の項目の全てを履行していることを確認する

- ① 上記「取組計画」に基づくロット管理ができており、生産に関する記録が残されていること
- ② 種ばちに関する記録が残されていること
- ③ 販売記録が残されていること